23,001円～25,499円							
25,500円							
人数計							

（備考）事業年度末の状況について記載すること。

12．年齢及び企業型年金加入者掛金ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①他の企業年金なしの場合（令第11条第１号に該当する者）

掛金額区分（月額）＼年齢区分	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～	人数計
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～25,500円							
人数計							

②他の企業年金ありの場合（令第11条第２号に該当する者）

掛金額区分（月額）＼年齢区分	～20歳	21歳～30歳	31歳～40歳	41歳～50歳	51歳～60歳	61歳～	人数計
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～12,750円							
人数計							

（備考）事業年度末の状況について記載すること。

13．事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額ごとの人数の状況

①他の企業年金なしの場合（令第11条第１号に該当する者）

事業主掛金＼加入者掛金	0円	1円～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～20,000円	20,001円～25,499円	25,500円
0円						
1円～ 5,000円						
5,001円～10,000円						
10,001円～20,000円						
20,001円～25,499円						
25,500円						
25,501円～30,000円						
30,001円～40,000円						
40,001円～50,000円						
50,001円～50,999円						

②他の企業年金ありの場合（令第11条第２号に該当する者）

事業主掛金＼加入者掛金	0円	1円～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～12,749円	12,750円
0円					
1円～ 5,000円					
5,001円～10,000円					
10,001円～12,749円					
12,750円					
12,751円～20,000円					
20,001円～25,499円					

（備考）

１．企業型年金加入者掛金を導入している場合に限り記載すること。

２．事業年度末の状況について記載すること。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正後の確定拠出年金法施行規則様式第八号は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。